○関東地方整備局告示第二百八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年六月十日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　長野県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十一年関東地方整備局告示第二百十二号上田都市計画道路事業三・六・三号中常田新町線

三　事業施行期間　自平成二十一年四月十七日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二百八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年六月十日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　長野県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十年関東地方整備局告示第二百二十六号上田都市計画道路事業三・五・四号北天神町古吉町線

三　事業施行期間　自平成二十年四月一日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二百八十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月十日

関東地方整備局長　下保　修

別表に次のように加える。

十九	一般財団法人さいたま住宅検査センター	埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目十二番三号	省令第十五条各号に掲げる区分	埼玉県の全域、茨城県（水戸市、古河市、土浦市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、筑西市、坂東市、つくばみらい市、八千代町、五霞町、境町に限る。）、栃木県の区域（宇都宮市、足利市、栃	イ　本部　埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目十二番三号 ロ　さいたま中央事務所　埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目十二番三号 ハ　武蔵浦和事務所　埼玉県さいたま市南区沼影二丁目四番七号 ニ　大宮事務所　埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目百二十一番一 ホ　川越事務所　埼玉県川越市並	平成二十三年六月一日	指定した日から五年間

木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、下野市、上三川町、西方町、壬生町、野木町、大平町、岩舟町、藤岡町、都賀町（群馬県の区域に限る。）、高崎市、前橋市（群馬県の区域に限る。）、生品市、伊勢崎市、桐生市、太田市、渋川市、館林市、藤岡市、みどり市、富士見村、榛東村、吉岡町、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町（千葉県の区域に限る。）、千葉市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、市川市、白井市（千葉県の区域に限る。）及び印西市、東京都の区域（千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江
ヘ　埼玉県所沢事務所　埼玉県所沢市けやき台二丁目三十三番一号
ト　埼玉県越谷事務所　埼玉県越谷市南越谷二丁目十三番二十九号
チ　埼玉県春日部事務所　埼玉県春日部市中央六丁目一番七号
リ　埼玉県熊谷事務所　埼玉県熊谷市箱田五丁目十三番一号
木四百八十八番地一